

水産政策審議会

第52回 漁港漁場整備分科会

令和5年10月11日（水）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午前10時06分開会

○高原計画課総括 皆さん、おはようございます。ただいまより水産政策審議会第52回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中6名の委員に御出席いただいております、定足数を満たしております。

本分科会におきましては、原則としてカメラ撮りは冒頭のみ行われます。

また、議事及び各委員の御発言内容は、後日ホームページにて公表することとしてございますので、御了承いただきたいと存じます。

なお、阿部委員、深川委員におかれましては、リモートでの御出席を頂いております。

会議のリモート開催に当たっての御留意いただきたい事項をお知らせします。

会議中、委員の皆様のカメラはオン、マイクはミュートにいただき、御自身の発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

また、通信状況が悪く、音声聞き取りにくい場合には、カメラオフのお願いをする場合がございます。

審議事項に対する委員の御発言は、分科会長からの御指名の順に頂くことを予定しておりますが、これ以外の御発言がある場合には挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくようお願いいたします。

音声がかえれないなど不具合がありましたら、資料の説明途中であっても、その旨御発言いただくか、チャット又は事務局へ御連絡をお願いいたします。

委員の皆様には、音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますこと、御了承をお願いいたします。

本日は、令和5年8月の委員改選後初めての分科会でございますので、分科会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁田中漁港漁場整備部長から御挨拶を申し上げます。

○田中漁港漁場整備部長 委員の皆様、おはようございます。水産庁の整備部長、田中でございます。

今、高原総括からもございましたように、今回、委員の改選があつての初めての分科会となります。新任であります青木委員、そして及川委員、そして本日御欠席ではありませんけれども高松委員の3名に加わっていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、7月の第51回の分科会で諮問させていただきました漁港施設等活用の基本方針、そして漁港漁場整備の基本方針の変更、そして模範漁港管理規程例の一部変更を御審議を頂くものでございます。この3件につきましては、令和4年の3月に閣議決定をいたしました漁港漁場整備長期計画並びに水産基本計画において、漁村の活性化の手法として海業の振興を図っていこうという位置付けがされ、この海業の振興を進めるための重要なツールとして、今年の通常国会で漁港漁場整備法の改正がされまして、漁港におけます海業の利用を進めるための漁港施設等活用事業というものを新たに設けることとしたものでございます。これらについての基本的な進め方などをこの基本方針の中でうたっていくこととなっております。

本日は、これらの原案をお示しをさせていただき、委員各位から忌憚のない御意見を頂戴できればというふうに考えてございます。

また、議題のその他では、藻場・干潟ビジョンの見直しについても御意見を頂きたいと思っております。これは全国の沿岸域、特に海水温の変化などによりまして、全国の藻場や干潟の喪失や機能の低下というのが沿岸部で問題になってございます。こういったことに対しまして水産庁では、ハードとソフトの両面から藻場・干潟の保全の取組を進めていこうということで、国としての基本的な考え方などを定めた「藻場・干潟ビジョン」というものを作ってございましたが、昨今、ブルーカーボンということでCO₂の吸収源としての機能についても社会的な関心が高まっていたり、藻場・干潟の保全を図る活動を担う担い手が、漁業者の方が中心でありますけれども、高齢化や人数の減少といった形で、今後とも持続的に活動を取り組むための体制の構築などが課題となっているところでございます。

そういった状況の変化を踏まえて、今回この見直しを検討していきたいと考えているところでございますので、大所高所の立場で委員各位から御意見を頂戴できればと思っております。

本日、いずれも原案という形で、私どもとして検討したたたき台でございますので、是非多方面からの御意見を頂き、そしてより良いものにして、それぞれリリースをしていけ

ればと考えてございます。何とぞ今日の御審議、よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 それでは、ここで本日御出席の委員及び特別委員の皆様を私から御紹介させていただきます。

まず、会場にて御出席されている委員から御紹介させていただきます。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事の青木委員でございます。

○青木委員 よろしくお願ひします。

○高原計画課総括 石巻漁業株式会社代表取締役社長の及川委員でございます。

○及川委員 よろしくお願ひします。

○高原計画課総括 東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でございます。

○工藤委員 よろしくお願ひします。

○高原計画課総括 東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科准教授の定池委員でございます。

○定池委員 よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

続きまして、リモートにて御出席いただいております北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。

○阿部委員 よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 特別委員の株式会社クリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でございます。

○深川委員 よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 なお、全国漁協女性部連絡協議会副会長の高松委員におかれましては、御都合により欠席でございます。

続きまして、水産庁の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、先ほど挨拶いたしました田中漁港漁場整備部長でございます。

○田中漁港漁場整備部長 よろしくお願ひいたします。

○高原計画課総括 中村計画課長でございます。

○中村計画課長 よろしくお願ひします。

○高原計画課総括 渡邊整備課長でございます。

○渡邊整備課長 よろしくお願ひします。

- 高原計画課総括 櫻井防災漁村課長でございます。
- 櫻井防災漁村課長 よろしくお願ひいたします。
- 高原計画課総括 中村水産施設災害対策室長でございます。
- 中村水産施設災害対策室長 よろしくお願ひします。
- 高原計画課総括 そのほかに水産庁の事務局が出席してございます。

なお、田中漁港漁場整備部長におかれましては、公務の都合により、会議の後半になろうかと思いますが、退席させていただく可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料の右肩に資料番号が付いてございます。まず、資料番号なしの式次第、資料一覧、座席表。続きまして、資料1の分科会委員の名簿。資料2、水産政策審議会漁港漁場分科会についてという資料です。それから、資料3が論点スケジュール（案）というものになっています。資料4につきましては、分科会での委員からの意見への対応という資料でございます。資料5-1、漁港施設活用基本方針（原案）の概要。5-2、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（原案）。資料6-1、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更。資料6-2、漁港漁場整備基本方針の新旧対照表です。資料7につきましては、模範漁港管理規程例の一部改正についてという資料です。資料8-1が藻場・干潟ビジョンの見直しについて。資料8-2が藻場・干潟ビジョン（案）という資料でございます。

また、参考資料1といたしまして、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要。それから、参考資料2といたしまして、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律新旧対照条文です。参考資料3につきましては、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針。参考資料4につきましては、模範漁港管理規程例。

以上になりますが、不足ございませんでしょうか。

なお、資料につきましては、説明時に画面に表示をさせていただきますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

議事に入らせていただきます。

まず、協議に先立ちまして、当分科会の位置付け及びスケジュール（案）につきまして、説明をお願いいたします。

○中村計画課長 水産庁計画課長でございます。よろしく申し上げます。座って失礼します。

まず資料2の方で位置付け、そして資料3の方でスケジュールについて御説明いたします。

資料2の2ページ目をお願いします。水産政策審議会令ということでございます。この(分科会)、「第5条 審議会に、分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、以下のとおり」ということになっております。

1番で、漁港・漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。

2番目に、漁港漁場整備法の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること。

ということでございます。

数字の3番、分科会長を置くことでありますとか、5番で代理を置くこと、これは後ほどあると思います。

そして、続きまして3ページ目をお願いします。先ほど御説明したのは、今の現行規定でありまして、4月1日から、先ほど部長からありましたとおり、法を施行されましたそれ以降、分科会の名前が「漁港漁場整備分科会」から「漁港漁場分科会」に変わることを予定しております。

4ページ目におきまして、規定により審議会の権限に属された事項ということで、主な内容について①から⑨まで書いております。

今回、法改正によりまして、「漁港施設等活用事業」、これが制定されますので、その基本方針、これを附則に基づきまして審議会の意見聴取をするということが本日の議題の一つであります。

そして、二つ目の議題につきましては、②整備基本方針、そして三つ目の議題でありますのが⑥漁港管理規程例の制定及び変更。この辺のところ今日の議題に関わるところであります。

5ページ目は、先ほどと同様に、4月1日、法が施行された以降のものになります。⑦番につきましては基本方針。先ほど、今は附則によって位置付けられているということでしたけれども、施行日以降は第40条に基づくものになります。

そして、続きまして資料3についてです。論点スケジュールということでお示ししております。

先ほど触れました漁港施設等の活用基本方針、漁港漁場整備基本方針、そして模範漁港

管理規程例の一部改正、これら三つにおいて今回審議させていただくものであります。

前回の分科会におきまして4回の審議を想定しておりましたけれども、既に主要な意見を頂いていることであるとか、あと原案作成も今回できたということで、効率的な審議を進めるためにも、全3回にして審議していただきたいというふうに考えます。

今回の第2回におきましては、それぞれの記載の内容の具体の確認をして、次回、3回に答申という形になります。

以上です。

○高原計画課総括 では、協議事項の一つ目、分科会長の選任についてお諮りします。

資料2の水産政策審議会令第5条第3項の規定により、分科会長の選任につきましては、分科会委員の互選により選出することとしております。いかがいたしましょうか。

○阿部委員 阿部です。よろしいでしょうか。

○高原計画課総括 お願いいたします。

○阿部委員 今期は前回に引き続き、新たな漁港施設等活用基本方針の策定、漁港漁場整備基本方針の変更、模範漁港管理規程例の一部改正等の審議がございます。このため、前期に引き続き、行政法が御専門の橋本委員にお願いしてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○高原計画課総括 ありがとうございます。ただいま阿部委員から、橋本委員を分科会長に推薦する御発言がございましたが、そのほか意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

異議がないということでございますので、橋本委員に分科会長に御就任いただきたいと存じます。

それでは、これから議事進行は橋本分科会長にお願いしたいと存じます。橋本委員、どうぞ会長の席に御移動をお願いいたします。

○橋本分科会長 ただいま分科会長に御選任いただきました明治大学専門職大学院教授の橋本でございます。引き続きまして、委員の先生方の御指導を頂き、それから水産庁の方々に助けていただきまして、議事進行に務めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席させていただきまして、進行させていただきます。

では、協議事項の2番目に移ります。これは分科会長代理の指名です。

資料2の水産政策審議会令第5条第5項によりますと、「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

今後の審議では、漁港漁場の整備とともに、漁村地域や海洋政策全体との関係もますます重要になってくるものと思われまゝです。このため、これらの諸点につきまして深い知見をお持ちで、漁業経済学の専門家であります東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員に分科会長代理を前期に引き続きましてお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○工藤委員 はい。

○橋本分科会長 ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、工藤委員に分科会長代理をお願いすることにいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、審議事項に移ります。

本日の審議事項の1番目から3番目について審議を行います。

最初に、審議事項1の漁港施設等活用基本方針の策定について審議を行い、次に審議事項2の漁港漁場整備基本方針の変更、及び審議事項3の模範漁港管理規程例の一部改正について、これらは変更等であるため一括して説明を受けて審議を行いたいと思ひます。

では、最初に事務局から審議事項1の漁港施設等活用基本方針の策定について説明をお願いします。

○中村計画課長 まずは、漁港漁場整備法の改正ということで、参考資料1で少しおさらいをした後、資料4、資料5について御説明したいと思ひます。

まず、参考資料1をお願いします。

これは漁港漁場整備法の改正ということで、主に改正された点を挙げています。

まずは第1番目、漁港施設等活用事業制度の創設ということでもあります。そして2番目、漁港施設の見直し。これは新たな施設を追加したということでもあります。そして3番目、漁港協力団体制度の創設。このようなものが漁港法の改正によって制定されるものであります。

2ページ目をお願いします。

今回の審議の第1番目の基本方針であります漁港施設等活用事業制度の創設であります。これにつきましては、漁港施設・水域・公共空地を有効活用しまして、水産物の消費増進、交流促進に資する事業を計画的に実施するものということでもあります。

「事業イメージ」と右に書いておりますけれども、左側が漁業生産のゾーン、そして右側で、例えば消費増進、交流促進のために民間投資を誘発する。こういったものを念頭に活用事業制度を創設しております。

左側のスキームにありますとおり、基本方針、これを農林水産大臣が決めまして、その後、漁港管理者によって個別の活用推進計画が策定されます。この活用推進計画を踏まえて事業をしたいという事業者、これが実施計画を申請し、漁港管理者が認定する。こうして実施するスキームを組んでおります。

今回、この基本方針というのは、その一番上、「基本方針【農林水産大臣】」とありますけれども、これを定めるといふものの審議であります。

そして、その中に漁港水面施設運営権というものが 있습니다。4ページ目をお願いします。この運営権につきましては、一定の水域において水面固有の資源を利用する活用事業を実施するために、必要な施設を設置し、運営する権利ということで、物権とみなされるということでもあります。

左側ですけれども、その運営権の性質といたしまして、最大10年間設定可能、事業者自ら妨害排除請求権を行使可能でありますとか、資金調達に際し抵当権を設定可能、こういった特典があります。

内容ですけれども、この図にありますとおり、釣り等の遊漁体験、あとは海洋観察、このようなものを念頭に置いているというものであります。

これらを踏まえて、資料4、資料5について御説明いたします。

資料4をお願いします。資料4については、前回審議いただいた中の各委員からの意見、そしてその対応方針ということになります。

右側の「参考」に示してありますのが、後ほど説明しますが、活用基本方針の案の中にそういったことを盛り込んでいるというものの項目を記しています。

まず阿部委員から頂いたご意見について、簡単に論点だけ申し上げます。

1番目、海業の主体はあくまで漁業者であることということでございます。これにつきましては、漁業者を含めた事業者がそれぞれの分野を生かして連携していけるよう、幅広い参画を想定しておるといふこと。そして、活用計画の策定に当たっては、漁業者の意見をきちんと聴取する旨を記してまいりますということですので。

2点目、漁業関係者との十分な調整、合意を前提とすることをしっかり盛り込んでいただきたいということでもあります。これはこの旨、意見を聴取する旨を明記していきます。

3点目、都市部から離れた地域、こういう所で十分な効果の期待ができないのではないかというお話でございます。これは、広い地域の連携でありますとか、特色、魅力を生かしまして、企画によって交流促進、そういったものを踏まえる等、余地はあるのではないかということでございます。そういった幅広い可能性を示していきたいということ。

そして、今回の改正では漁港のポテンシャルが最大限発揮できるようにするというところで、直売所などの施設も追加しておるということで、これらを総合的にやっていきたいということでございます。

そして4番目、港湾の取扱いが問題ではないだろうか、漁港だけではなく、港湾も視野に入れるべきではないかということ。そして、橋本委員からも、併せて港湾と漁港の関係について、水産庁もステークホルダーとして意見を述べたり情報提供するべきではないかという御意見でした。これにつきましては、海業の取組は、漁港に限らず沿岸全体で可能性があって進めていくものであろうというふうに考えます。これにつきましては、例えば支援パッケージというものを省庁横断的に支援しているものをまとめたもの、こういったものを作りまして、海業に取り組む地域に周知していきたいというふうに考えています。

おめくりいただきまして2ページ目、荒木委員から、現状把握を行い、受入れ側の体制について行政や関係者としっかり意見交換をするべきではないかということでございます。これにつきましては今後、事例を収集するとともに、受け入れていく上で必要となる課題を抽出しまして、参考となる考え方、整理・提示していきたいというふうに考えています。

工藤委員から、漁港の本来機能が損なわれないように配慮することが大前提ではないかというお話でございます。これにつきましても、この旨を明記していきます。

工藤委員の2点目で、集積効果をいかに発揮させるかが重要ではないだろうか。新しい漁港づくりをどうマネジメントしていくか非常に重要だというお話でございます。これにつきましては、御指摘のとおり、施設配置を十分に検討されることが集客力の高い海業の展開につながるものというふうに考えております。各地域の取組の参考となるよう、事例の収集、考え方を提示していきますということでございます。

そして、そのほか、利用者の安全対策、これをしっかりするべきだということで明記してほしいということでございます。漁港の利用者が、海業の推進におきまして漁港の利用者が、増加していくことが見込まれます。ですので、この計画の策定に当たって、基本方針の中でも利用者の安全性の確保を定める旨を示していきます。

続きまして谷委員から、海業が漁業者自身の所得向上につながるなど、ちゃんと漁業者

にとって大切な取組であることを理解してもらえるようにすべき。漁港管理者が中心となるべき。しっかり理解してもらえるようにするべきだというお話でございます。これにつきましても、漁業者の理解と協力が海業の推進にとっては必要不可欠ということで考えております。漁業者の積極的な参画を念頭にしておりますし、漁業者の意見もきちんと聴取した上で、調和を持ってやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページ目でございます。堀内委員から、発電施設についての言及がありました。青森の漁港区域内で洋上風力発電を設置すると。漁業者が洋上風力発電施設の設置で困るのないう、水産庁にはステークホルダーになって調整していただきたいというお話。

あと橋本委員の方からも、水産庁は情報提供すべきではないかというお話がありました。これにつきましては、新たな漁港施設について発電施設ということで追加したわけですが、改正漁港法で言う漁港施設の発電施設につきましては、漁港区域内にある複数の漁港施設に対して必要な電力を供給するためのものですということです。ですので、何十基もあるような大規模な売電を目的とした洋上風力発電、これは漁港施設等の位置付けにはならないということでございます。

そして、かぎ括弧のところですが、洋上風力発電につきましては、漁港区域内で設置しようとした場合については、漁港管理者の占用許可が必要になります。この占用許可に対しまして、現時点で、平成23年ですけれども、参考指針を水産庁の方からお示しさせていただいているところであります。今後とも漁港管理者の相談に乗るとともに、必要に応じて情報提供や助言をしていきたいというふうに考えております。

そして2点目ですけれども、藻場の造成に関わる話でありまして、水産庁にはステークホルダーになっていただきたい。ブルーカーボンも一緒にやっていただければという御意見でした。これにつきましては、冒頭、部長の方からもありましたけれども、ブルーカーボンへの関心が社会的にも高まっているということでございます。このブルーカーボンについては、全漁連さんとも連絡会議を設置いたしまして、情報提供、情報交換を進めているところであります。後ほど、その他の藻場・干潟ビジョンの中でも少し御説明していきたいというふうに考えております。

続きまして深川委員。名前だけの漁港で海業の取組を行う場合、漁業者の声が届かず調整が難航するのではないか。調整する人材や機関が必要ではないかというお話であります。名前だけの漁港というのは、いわゆる漁船の利用が少ないところをおっしゃっているのだ

ろうと思います。このため、あらかじめ漁港の利用の実態を十分把握した上で対応していきたいというふうに考えております。あとは、幅広い漁港管理者、漁港関係者に意見を聴く旨、示していきたいというふうに考えております。

4 ページ目でございます。定池委員からの御指摘でございます。漁港に係る施設が平時・非常時ともに役立つよう、整備や仕組みづくりを作っておくことが必要ではないかということで、以下の3点、トイレの設置やバリアフリー化。2点目、施設内の売店等と協定を結び、非常時の利用における避難者への食料供給、食料提供。3点目、施設内におきましてテレビ等を設置する。そうすることによって、平時の利用が充実し、非常時の避難者についても視覚・聴覚を通じまして適切な情報提供を伝達することができるという御指摘でございます。これにつきましては、平時・非常時ともに役立つように計画・設計をする「フェーズフリー」という視点を念頭に整備していくということだというふうに御指摘を受け止めております。その点、ハード整備・ソフト両面から充実を図っていくことが重要と考えております。これは後ほど説明いたします漁港漁場整備基本方針の中に、そういった「フェーズフリー」の考え方を取り入れて記載したいというふうに考えております。

以上でございます。

続きまして、資料5-1、5-2について御説明いたします。

資料5につきましては、基本方針ということで原案を提示させていただきました。資料5-1についてはその概要、資料5-2についてはその原文を提示しております。

まず、資料5-1でございます。概要のところはIからVまで書いております。このIからVまでの項目につきましては、法律の中に、もうこの規定をするべきというふうに書かれております。そして、その中でいかに書くかというのが今回の資料5-2の内容になっています。

簡単に、まず5-1の方からかいつまんで項目ごとに少し提示したいと思います。

まずI番「基本的な方向」の中ですけれども、3点書いています。

事業の前提でございます。

まず1ポツ目、水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与すること。

2点目、これは各委員から出た重要なところですが、漁港は漁業上の利用が第一であり、十分な調整の下にして実施されることということを明記しております。

そして5番目、地域の十分な理解と協力の下、実施されること。

これらについて言及します。

そして、事業の範囲、これにつきまして消費の増進、交流促進、こういったことについての事業の範囲を提示します。

さらには、漁港管理者としての役割、これを提示することになっています。

そして、Ⅱ番目「適切かつ確実な実施」の中でございます。このⅡの中では、主に漁港管理者などの手続に関する内容についてお示しします。

1番目としまして、計画の策定に関する基本的な考え方。

2番目の四角ですけれども、関係者との調整の考え方。ここの中にきちっと漁協、漁業者へ意見聴取する、こういったことが委員の皆様方の先ほどの御指摘にもあったところで、重要なところかというふうに考えます。

そして3点目、実施計画の認定。先ほど申し上げたとおり、全体の推進計画の策定は漁港管理者がしまして、民間事業者などがこの事業を実施したいということで手を挙げて認定されるという、その部分の話であります。

Ⅲ「漁港水面施設の運営権に関する事」、そしてⅣ「漁港の漁業上の利用の確保に関する事」、そしてⅤ「その他留意事項」ということで、その他の留意事項の中では、先ほど御指摘のありました漁港利用者の安全確保、こういったこともこの中に含まれております。

以上の内容について詳細は、資料5-2について御説明いたします。

まず資料5-2、先に序文ということで、この背景とか位置付けについて記しています。

まず序文の中で、我が国の水産業は、水産物の消費の低下、漁村の人口減少と高齢化の進行等、厳しい状況に直面しています。

こうした中、漁業根拠地である漁港において、来訪者を受け入れ、新鮮な水産物を販売、飲食、体験、これらの機会を提供すること、こういった事例が見られているということでもあります。

「加えて」のところですが、漁業そのものが持つ魅力を直接国民が享受することができる利点を有することから、漁業を支える取組や関連産業を集積させる場に漁港は適しているということでもあります。

「このような考え方の下」ということで書いていますが、水産基本計画、漁港漁場整備長期計画、この中に「海業」を位置付けたということでございます。

そして、漁業地域の所得と雇用機会の確保を図り、もって漁村の持続的な発展を目指す「海業」を推進するためということで、先ほど御説明いたしました漁港漁場整備法の改正、

この法律が成立したということで、その中の仕組みの一つであります「漁港施設等活用事業制度」が創設されるに至ったという背景を述べています。

次のページをお願いします。

そしてⅠ「基本的な方向」で、まずは「漁港施設等活用事業のねらい」を書いています。

この活用事業はということでございまして、1段落目の後半にあります。水産物の消費増進や交流促進等の取組を計画的に推進し、もって水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業ということでございます。

そして、民間事業者の長期安定的な事業環境を保障する仕組みとなっているということでございます。

「その際」ということでポツを幾つか書いております。

最初のポツ、二つ目のポツ、この辺りが先ほどの工藤委員、阿部委員、谷委員、深川委員の御指摘あったところの記述をしています。

漁港は、漁業根拠地であることから、漁港法の目的の達成に資するよう、水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業内容であること。

漁港は、漁業根拠地であることから、漁業上の利用が第一であり、十分な利用調整の下、計画的に事業が実施されることということで、この前提となる2項目を置いています。

3項目めについては効果について、地域に広範に及ぶものであること。

そして4ポツ目、漁港施設や水域、公共空地について、その機能が適切に維持、保全されること。

5ポツ目で、地域の十分な理解と協力が得られるものであること。

次のページ、3ページ目でございます。

そして、「この前提を堅持しつつ」ということで、この次の文が今回の基本スタンスであります。「地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため」ということで、できるだけ創意工夫をしていただきたいと。そのために、この活用事業を推進していくために守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするものであるということのスタンスを取っています。

ですので、事細かく一つ一つ地方公共団体、漁港管理者に示すというよりも、工夫の余地を残して、最低限の考え方を明らかにする、こういったスタンスでこの基本方針を作ったということでございます。

そして2番目、「事業の範囲」でございます。これにつきましては、消費増進事業、そ

して交流促進事業ということがあります。

消費増進事業につきましては全て、ア、イ、ウを満たすことということでございまして、漁港施設、水域若しくは公共空地、これを活用するものであること。

イです。水産物の販売や水産物を材料とする料理の提供などを行う事業であること。

そしてウ、水産物の消費の拡大を目的とするものであること。

こういったことを範囲としています。

そして、2番目の交流促進事業について、アから示しておりますけれども、アにつきましては、上記の消費増進と同様に、漁港施設等を活用するものであること。

そしてイにつきましては、交流促進といたしましては、遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業、こういったものであります。

そしてウ、漁港の価値や魅力を活用するもの。

エですけれども、水産物の消費の拡大、水産物や水産業に対する理解の増進、漁船とその他船舶の利用調整を通じた漁港の利用の効率化に資するものであること。

こういったものを事業範囲としております。

4ページ目をお願いします。

この二つに加えて、「附帯事業の範囲」を記しております、ウにありますとおり、先ほどの消費増進や交流促進事業、これと一体的にする事業、これを附帯事業としております。

続いて3番目で、「漁港管理者の役割」を記しております。

「漁港管理者は」ということで1ポツ目、漁港の機能を十分に発揮させるよう努めること。

そして、2ポツ目ですけれども、活用事業の推進計画、これを定めること。そして、実施計画、これを認定する、適切に行うこと。

4ポツ目で、その認定計画の実施において助言や指導をすることということで、民間事業者が手を挙げて、認定した場合は、その助言や指導等を行うということを位置付けています。

そして、最後のポツですけれども、維持管理に当たっては、認定計画を実施する者と適切な役割分担を定め、保全、更新を図ることということで書いております。

そして4番目、計画に定める事業の範囲ということでございます。この漁港施設等活用事業につきましては、民間の資金、創意工夫を生かして事業展開を図るということを先ほ

ど申し上げたとおり期待しているものでございますけれども、そういった中で、主に漁港利用に精通した漁業関係者を含めた民間事業者が実施主体となることを念頭に置いていきますということ。

そして、5 ページ目にいきまして、貸付け等を行う事業を可能としていますということでもあります。

こういった、先ほどちょっと触れました、この特典としては貸付けでありますとか、占用の延長でありますとか、先ほどの運営権、こういった特典が付きますが、それ以外の事業があります。例えば、漁港管理者が自ら実施する事業でありますとか、連携する事業、こういった事業も併せて相乗効果を期待できると。相乗効果を積極的に発現させていく必要があるという観点から、特典がある事業以外にも一体的に計画をされることが合理的な場合があるということです。

ですので、最後の「このため」ですけれども、貸付けや占有、運営権を設定する事業に加えて、それ以外の事業についても活用推進計画として併せて定めることができるということにしております。

以上が最も大事な I の説明であります。

続きまして、II 「適正かつ確実な実施に関わること」ということで、これは主に手続関係の項目になります。

1 番として、「基本的な考え方」。

その中で(1) 番ですけれども、「基本的な方針について」。これについて、次に掲げるものを記載するということです。

目的と効果。

消費増進事業を行う場合には、消費の拡大への寄与の考え方。

ウにいきまして、交流促進事業を行う場合については、消費の拡大とともに、理解の増進、漁港利用の効率化への寄与の考え方。

こういったものを提示していただきます。

6 ページ目をお願いします。

「活用推進計画に定める事業内容」ということであります。これは先ほど深川委員の方から、名前だけの漁港について、これは漁船の利用が少ないということでございましょうから、この3行目に、漁港の役割や利用実態、水産業の振興上の課題、こういったものを、最初にあらかじめ整理し、考慮しましょうということであえて書いています。

「また」のところですが、これも先ほどと同じように、特典がある事業以外のものも加えて定めることができるということで記しております。

続きまして3番目、「実施期間」、これにつきまして書いておりますが、事業の内容でありますとか、利用の見通し、あとは施設の耐用年数、こういったものを考慮しまして、最後の行ですが、30年を超えない範囲で適切に定めるということで記しています。

(4)番目、「漁港施設等について」ということでございます。1パラ目の下ですが、漁港の漁業上の利用に支障がないよう、そして著しい利用の支障がないよう検討の上、定めるということでございます。

この次のパラも同じように、その他の事業も定めることができるということで記しております。

7ページの5番目です。「原状回復措置について」ということです。

「原状回復措置を行うべき主体及びその負担」ということで記述しております。

1パラ目の最後ですが、原状回復措置、これについては認定計画実施者、要するに民間事業者等なのですが、その負担により行うことを基本といたしますということでございます。

なお書きにつきましては、一方、原状回復が必ずしも合理的ではない場合があります。その場合については、その限りではないということも記述しております。

いで、「原状回復措置の内容」ということであります。

1パラ目で、以前と同等の機能が発揮できるよう、撤去その他の措置を定めることというところであります。

「また、万が一」ということでありますけれども、先ほどと同じような話ですが、原状回復措置を履行できない場合、こういった場合についての措置も記述しているということでございます。

8ページ目をお願いします。

2番目に、「活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整」。この辺りが先ほどの阿部委員、谷委員、深川委員から御指摘のありました項目であります。これは非常に重要な項目であるというふうに認識しております。

この関係者との調整につきましては、漁港法の規定に「意見聴取を行う」ということが書かれてあります。その意見聴取の中の、掲げてある項目に、「関係地方公共団体」ということがありますが、この「関係地方公共団体」は都道府県及び市町村を意味するという

こと。

そして、イですけれども、利用する水産業者及び水産業に関わる団体はということで、漁港を利用する漁業協同組合、連合会、そして漁業者、加工業者、卸売業者等であるということで、実施により業務に影響を受ける者ということで明記しております。

そのほか、ウですけれども、公物管理区域と重なっている場合にあっては、その管理者の意見を聴取するというを書いています。

そして、エとオについては、その意見聴取の方法について、漁港管理者が適切と認める方法ということを書いております。

そして、8ページ目の下ですけれども、「認定に関する基本的な考え方」で、この「認定」は、先ほど申し上げたとおり、民間事業者が手を挙げて、それを漁港管理者が認定する際の話であります。

9ページ目にいきまして、「漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと」ということで1番目に書いています。

そして2番目、「漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないこと」ということで、それぞれアから書いています。

まずはアで、漁港漁場整備事業の施行と調整が図られたものであること。

イで、漁港利用者の行う業務、周辺住民の生活に看過できない支障が生じるおそれがあると認められないこと。

そしてウですけれども、環境の悪化を引き起こすおそれがないこと、又はこれを防止するための適切な措置が定められていること。

そしてエは、利用方法や使用料の料率が定めている場合については、近傍における同様の施設と著しく不均衡とならないようにすること。

そして、オについては、周辺地形の安定性を損なわないように実施されるものであることということで、これは物理的に壊れるものを造ってはならないというものになっています。

10ページ目をお願いします。

そして、カにつきましても、「オに関し」ということで、周辺施設の安定性に著しい影響を与えないことを確認できるものであることということ。

そして、キについても同様であります。

3番目に、「実施する者の選定」ということで書いています。

ア、イですが、アについては、その実施する者については、事業内容、資力等から見て、実施期間にわたり継続することが可能であると認められることということで記述しています。

以上がⅡの手続的な話でした。

10ページ目の下のⅢ、次が「漁港水面施設運営権に関する基本的な事項」になります。

「事業の対象の範囲」ということで書いておりますけれども、財産的価値を有するみなし物権であるということ。これは先ほどポンチ絵で御説明したとおりであります。

11ページ目にいきまして、次に掲げる事項に適合することということであります。

この運営権の設定に当たりまして、アですけれども、遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動、学習の機会の提供、こういった事業であって、水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用するものであることということであります。

そして2番目、その「利用の調整」であります。1パラの下に書いておりますけれども、水面を管轄する都道府県知事に協議、同意を得なければいけないということ。

「その際」、漁業権が設定されている区域、こういう所、そして保全沿岸漁場の区域が含まれる場合については、漁業権に基づく事業でありますとか、保全沿岸漁場に関する保全活動に支障を及ぼすことがないことということで、これまた明記させていただきました。

続きまして、12ページをお願いいたします。

Ⅳ、「漁業上の利用の確保に関する事項」であります。これにつきましては、漁港が漁業根拠地であることを踏まえ、その機能が将来にわたって発揮されることを前提とするということで、1番目に書いております。

2番目は「利用を阻害するおそれがないこと」ということで、ア、イ、ウそれぞれ書いておりますけれども、アの中で、漁業上の利用の重複がないよう、空間的、時間的に調整されていること。これはどういったことかということ、空間的で言うと上下で分離するでありますとか、あとは時間的、季節で分けるといったこと、こういったことが想定されますと。

イですけれども、プレジャーボート等の漁船以外の船舶、これとの輻輳、これを気を付けていただきたいということであります。これについては、各都道府県から、そして皆さんからもプレジャーボートに対する対応についてはかなりの意見が出ましたので、これを記述しております。

ウにつきましては、自動車云々の話を書いています。これは陸上の話でありまして、プ

レジャーボートと同様、自動車についても動線の重複を避けるようにということを書いておきます。

最後のV「その他」でございます。

「関係法令の遵守」ということでございます。

13ページにいきまして、漁業法や水産業協同組合法、これらの法律について遵守して行うということ。

そして2番目、「占用料等の徴収」であります。占用料の徴収をもって、漁港施設の機能の維持、保全に充てるものとするということを書いておきます。

さらには3番目、「緊急事態の発生」。災害等の緊急事態の発生時において、認定計画実施者の協力が得られるよう努めるということを書いておきます。

そして4点目、「全国的な利用のある漁港の活用」。3・4種漁港。この3・4種漁港というのは、大臣が漁港を指定するということ、全国的にも非常に重要だということ、この3・4種については、きちんと3種漁港としての全国的な利用、これが発揮されることを前提とする。4種漁港につきましては漁場の開発や避難の機能、これが引き続き発揮されることを前提とするということを書いておきます。

そして5番目、これは先ほど工藤委員の方からありました「漁港の利用者の安全を確保すること」ということでございます。

アにおきまして、自然災害から、利用者の安全を確保するための措置をきちんと配慮していること。そして、イですけれども、利用客の水面への転落防止、こういった措置を講じていること。

そして14ページ目、最後でございます。「環境との調和に関すること」ということで、自然環境への影響緩和、景観との調和、これらに配慮することということで記述をしております。

少し長くなって申し訳ございませんでした。以上が資料4と5の説明でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から順番に御意見や御質問を頂きたいと思っております。

まず、会場に御出席をいただいている青木委員、及川委員の順にお願いをいたします。

青木委員、いかがでしょうか。

○青木委員 ちょっとお伺いしたいことがあります。水面利用ということで、例えば釣堀のような施設、そういったものが考えられると思うんですけども、そのような場合、水質悪化が懸念されると思うんです。先ほど説明していただいた中で、そういったものも保全される必要があるということで伺ったんですけども、例えば占用料の徴収なんかで、水質が悪化してしまうような、またそれをきれいにしなければいけないような費用が発生するという場合において、ほかの業種と差別して違う占用料を取るということは考えておられるのでしょうかというのが1点目です。

○内田計画官 占用料については、基本的に漁港管理条例で地方公共団体が定めるものになっているので、その中で差別をする、しないというのは地方公共団体の判断もあると思うんですけども、基本的には一定の考え方で取ることになる。

そもそも9ページの「著しく支障を与えるおそれがないものであること」という中に、9ページのウで、正に水質悪化を著しく引き起こすようなものは、もうあらかじめそういうことが起きないように措置を講じたりするということを書かせていただいておりますので、まず起こらないようにする。その上で、得られた占用料についてはしっかりと保全対策に管理者さんが回すと、こういうようなことを考えておりますので、まずは起こらないようにすることが基本になるのではないかと考えております。

○青木委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点お伺いしたいんですけども、漁業者の立場ですので、「漁業を阻害しない」ということをこちらに盛り込んでいただいたのは感謝、大変有意義だと思うんですが、将来的に例えば、ある魚種がある地域で増えて、漁業利用が増えていくということが考えられると思うんです。そういった場合、もう既にその前に許可してしまっている施設等を30年未満でも取り壊すといいますか、その地域は漁業優先なので漁業に使用したいというようなことで変更するというのは可能なのかなと思っております。

○内田計画官 制度上、そういう手続というのは定められてはいるんですけども、基本的には長期に安定的に事業者にも活動してもらいやすくするための仕組みですので、基本的には将来利用をよく考えていただいてやっていただくということですので、余り前提には置いていないということです。

○青木委員 分かりました。

○橋本分科会長 青木委員、ありがとうございました。

それでは、次に及川委員お願いいたします。

○及川委員 ちょっともう具体的にいろいろな施設ができたり、食堂のようなもの、売店のようなものが併設されたりというところで、もう一番、きっと利用権プラス駐車場の問題が出てくると思うんですが、これがすみません、私は漁港の範囲の中に入る部分と、何かこのポンチ絵では別な、附帯事業みたいな書かれていましたけれども、何かその辺が現実には、そういう港の周りの土地の利用とか接収とか借用とか、それから若しくは港の中で駐車場を造るんだとかなるのかとか、ちょっとその辺どんな見込みで考えられているのか教えていただきたいと思います。

○内田計画官 この事業は漁港施設等活用事業ですので、活用を図っていくものは従来の漁港施設、水域、公共空地ですので、従来ある漁港施設を駐車場にしていく、活用を図ることになると思います。

それで、漁港施設の中には漁業の用に供する駐車場もありますけれども、今はその用途に限られております。今後、来訪者を中心に受け入れていくような交通施設については、これは海業でどうしても必要になってくるだろうということで、現在、附帯事業として必要なものは活用を図れるように考えております。

○及川委員 漁港の中にある平地の所で駐車場をとということですね。これは今青木委員が言われたことにもつながるんですけども、現実にはすごい車が入ってくると、漁業者がいろいろ資材を運びたい、何を運びたいといった車が入ってこられないとか、そういうところというのは現実にはきつと、もし繁盛すればするほどそういう問題は起きていくだろうな。何かそういうすみ分けとか、ルールづくりとかは大事なんじゃないかなというふうに思います。

○橋本分科会長 具体的なイメージを伺いたいという御指摘だろうと思うので、何かもう少し水産庁の方から具体的なイメージについてお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○中村計画課長 参考資料の2ページ目、冒頭少し触れましたけれども、事業のイメージということでございます。先ほど及川委員からおっしゃったのが漁港利用、本来の漁業者利用と海業利用、こういったものは輻輳するという御懸念と思います。

これは典型的なイメージなんですけれども、まずは漁港内で漁業利用とそれ以外のものをある程度ゾーン分けしていただいて、将来計画も立てた上で、ここは本来の漁業利用ということで区域を示していただいて、その他の所で、輻輳のない所で海業として利用するとか、こういったところが基本的なスタンスだと思います。

とはいえ、なかなかそれがゾーン分けもしにくいといったところにおきましては、きちんと意見交換をしながら、先ほど意見交換をこういう関係者とするということも示しましたけれども、そういったプロセスを経て実行するものと考えます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に工藤委員、定池委員の順にお願いをいたします。

まず、工藤委員お願いいたします。

○工藤委員 では、私の方からは3点あります。

まず2ページのI「漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向」の1「漁港施設等活用事業のねらい」に関する部分です。

ここは、ここに書かれているとおり、漁港法4条の2を反映しているわけですが、参考資料2から該当部分を見ると、この漁港施設等活用事業の意義として当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与すると書かれています。この「当該漁港に係る」という部分が基本方針の当該部分では余り強調がされていないかなという感じがします。

具体的には、この2ページの該当部分を見ると、「漁港法4条の2で定められた「漁港施設等活用事業」は」というところから始まって、「水産物の消費増進やそのための交流促進等の取組を計画的に推進し」という書き方がされていたり、「もって水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業」ということになっています。この書きぶりだと、水産業の発展及び水産物の安定供給全般に寄与するというイメージになるのかなという感じがしちゃうんです。漁港法4条2を見ると「当該漁港に係る」という部分が非常に強調されていると思うので、このニュアンスを基本方針にも反映させることが必要ではないか。それが1点目です。

○中村計画課長 御質問ありがとうございます。漁港法の第4条の2は「当該漁港」ということで書いているのはおっしゃるとおりだろうと思います。これにつきまして、当該漁港があって、周辺漁港も併せて圏域計画というのをなしていると考えています。どういうことかという、同じ漁港でも、例えば陸揚げされて、ほかの流通の拠点なり市場に持って行くであるとか。ですので、当該漁港と併せて一体的な機能を発揮するという、当該漁港に係る周辺の漁港も含めて全体の機能が発揮されるという考え方が背景にあります。

ですので、「当該漁港」とありますが、この中ではそれも含めて、「もって」というこ

とで幅広い意味で水産業の発展、そういったものに資すると、寄与するといったことで示しているということでございます。

○工藤委員 海業の定義も地域資源ということを強調しているわけです。資源一般ではなくて地域資源。これはその漁港で水揚げされた魚という意味だと思います。ですので海業振興を意識して、この4条の2では当該漁港のための水産業の健全な発展と読めるんですけども、そういうようなところを基本方針にどう入れるかということなんだと思うんですけども。

○中村計画課長 例えばですけども、3ページ目の「事業の範囲」というところで、「消費の増進の範囲」ということでウに示しておりますけれども、先ほどもありましたけれども、「漁港において生産若しくは水揚げされる水産物又は近隣の漁港より集荷される水産物の消費の拡大を目的とする」ということであるので、我々としては最終的な帰着先というのは広く捉えてもよいのではないかというふうには考えております。

○工藤委員 そこは結構重要な論点かなと思います。幅広に捉えるというのも、結局はその意義はどこにあるかという、漁村の活性化にあると思うんです。だから、そこから外れていくような広がりというか、解釈の仕方というのは、この法の漁港活用事業の意義と照らし合わせたときにどうなるかということだと思うんです。

「当該漁港に係る」という部分は、この3ページの「事業の範囲」に書かれていますけれども、ここの部分は、「漁港施設等活用事業のねらい」において書くべきところなのかなと思うんです。その書きぶりについては、いろいろあるかもしれませんが、4条の2の「当該漁港に係る水産業の健全な発展」というニュアンスというのは、必要かなと思いました。

次の2点目にいきますけれども。

2点目が今おっしゃった3ページの「消費増進事業の範囲」に関わる部分の話なんです。ここは漁港法4条の2の第1号を見ると、イに関わる部分で、「当該漁港において取り扱う水産物の販売」というふうに入っているんです。そこがウで書かれていますけれども、むしろイにおいて「当該漁港において取り扱う水産物の販売」というふうに入れて、ウは「当該水産物又は近隣の漁港より集荷される水産物の消費の拡大を目的にすること」と、そういうような書き方もあるんじゃないかなと思うんです。法文をそのまま忠実に反映するならば。

一つ質問は、この「直売所において行うものを除く」というのがちょっと意味がよく分からなかったので、お聞きしたいんですけども。

○内田計画官 まず直売所の件ですけども、直売所は漁港施設に今回追加されましたので、漁港を活用する事業ではなくて、漁港施設そのものということでございまして、ここだけ見ると分かりづらいのではあるんですけども、これは活用を図るものではなくて、正に漁港施設そのものとしてこれからは立地できますよという趣旨でここはこのように書かせていただいています。

それと工藤委員から、第4条の2で「当該漁港での」という部分でございますけれども、これは正に法律に書かれているとおり、当該漁港という部分が大事だということで、「活用事業の範囲」の中には、その効果の部分で書かせていただいているんですけども、また記述のありようについては、中で相談を、また少し検討していきたいと思っております。

○工藤委員 ありがとうございます。

では、最後3点目ですけども、8ページ目の「活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整」の部分です。ここは漁港法第41条第5項が反映されているんだと思うんですけども、その5項を見ますと、「漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係者の意見を聴かなければならない」ということになっているんです。

この基本方針のエを見ると、「意見聴取の方法は、活用推進計画に係る漁港の実態を踏まえ、当該計画を十分に説明の上」と書いてあるんですけども、5項では「定める前に、あらかじめ、意見を聴かなきゃいけない」と言っているのに、ここでは計画を立てた後にそれを十分に説明してということを行っているんですけども、ここはおかしくないんですか。

○内田計画官 御指摘ありがとうございます。ここの「当該計画を」という計画は、計画の案を指しておりますが、御指摘のとおりだと思っておりますので、表現のありようについては、また検討したいと思います。ありがとうございます。

○工藤委員 ありがとうございます。この漁港法第41条第5項における推進計画を定めるときの意見聴取というのが、どういう内容の意見を聞こうとしているのかというのも基本方針で示すほうがいいのかなと思うんです。この部分は「推進計画の策定に当たっての関係者との調整」ということなので、調整に関わる意見つまり支障を来すとか来さないとか、そういう意味での意見というのはあると思っておりますけれども、もう少し推進計画そのもの

のに意見を言えるのかなと思うので、そういうようなところを41条の5項の規定の説明として加えるといいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○内田計画官 ありがとうございます。ここに対しての意見は、定める活用推進計画そのもの、全体について意見を聴くという趣旨でここは書かせていただいております。

○工藤委員 それの基本方針でもより分かりやすく書いた方がいいのかなということです。私からは以上です。ありがとうございました。

○橋本分科会長 工藤委員ありがとうございました。

委員からこの原案について意見を伺う機会は今日のみということになりますので、是非、今の工藤委員の御発言を踏まえて検討していただければと思います。

私、行政法をやっている立場でいうと、例えば最初に工藤委員がおっしゃったことのうち法令上の言い回しという点では、「究極の目的」を「もって」で示するのが普通であり少し小さいと、それがマックスですよという解釈になるので、「もって何とか」と示すときは、より一般的に水産業全体とか、漁業者全体のことを考えてとなるのは、それほど不自然ではないかなと感じました。いずれにしても、工藤委員の御指摘を丁寧に踏まえて、法律があって、今回こういう形で具体的な方向性は示すということですので、是非丁寧に案を作っていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、定池委員お願いいたします。

○定池委員 13ページのVの3と5に関してお尋ねしたいことがあります。

まず3については、「緊急事態発生時における認定計画実施者の協力」というところで、まず漁港管理者は緊急事態が発生したときに漁港の利用者の安全確保を行うということと、認定計画実施者が避難者とか避難船舶等の受入れなどなどをするときの協力を得られるように努めるようにしましょうということが書いてあります。

そもそも素朴な疑問で恐縮なんですけど、漁港管理者は漁港の利用者の安全確保ができるのか。非常時にその責任を持てるのかということをお尋ねしたいんです。

どういう観点かというところ、平時において、例えば施設の耐震化をすることとか、細かいことですが、物が倒れないようにするような備えをすることはできても、例えば非常時に「避難してください」という呼び掛けを管理者ができるのか。できないのであれば、利用者の計画実施者、又は施設として利用されている方々にそういうことを委託するというか、その責任を負ってもらう必要があるのか。平時の責任を負う主体、非常時において

責任を負うというか、安全確保の責任を負う主体はどこなのかというような、フェーズごとに区分をする必要があるのかどうかというところをまずお尋ねしてから、次の質問などをさせていただきたいのですが。

○内田計画官 基本的には防災は、例えば市町村であれば市町村の防災計画を持っていて、都道府県であれば都道府県の防災計画を持っていて、それぞれが連携し合って、防災対策を進めていくという認識でおります。その中で漁港管理者の果たす役割というのもまたもちろん入ってくると思うんですけども、主に想定しているのは、例えば避難物資の受入れに岸壁を例えば供与させるであるとか、こういった漁港の利用の中において、防災に資するような使い方というのを受け入れていくというか、計画をする。こういうような役割というのを主に想定しております。

そうしますと、例えば緊急的に船を着けなければいけないというときに、漁港管理者が調整するんですけども、活用を図っている施設についても、漁港の利用、防災上の利用を受け入れていくであるとか、こういった役割を想定しております。

○定池委員 ということは、非常時に船舶等を受け入れるということを了承してもらうように、漁港管理者は計画実施者に対して調整をする。その部分は理解できたつもりなんですけれども、利用者の安全確保を行うというところについても、ちょっと日本語の読み取りの問題なんですけど、漁港管理者が漁港の利用者の安全確保をするのではなくて、そこについても認定計画実施者に協力してもらうように努めるという読み取り方になるのでしょうか。

○内田計画官 例えば避難をするときに、貸し付けた輸送道路を通るかもしれませんし、漁港の中で漁港管理者が平時から何かあったときに漁港の利用者を安全に、例えば高台に誘導したりであるとか、こういった計画を立てるのは漁港管理者の役割になると思っておりますけれども、その際に活用を図っている施設が通れないであるとか、そんなことはないように、しっかり調整を図っていくというようなことを想定しております。

○定池委員 ありがとうございます。そこは何かというか、線引きをどのように書くのかというのがちょっと悩ましいなというふうに考えておりました。

この3のところは、どの部分はどの主語なのかというのがちょっと理解が及ばなかったもので、聞かせていただいているんですけども。

漁港管理……何てお尋ねしたらいいのか、ちょっと今悩みながらなんですけれども、多分3と5の両方に係るところだと思うんですけども、漁港管理者が行うところと活用す

る主体がするところ、責任を負うところ、利用者の安全確保に関わるところ、非常時の安全確保に関わるところ、またその他の支援等に関わることの、どこがどのようにするのかということ結局は調整しなければいけない。その調整を行うのは漁港管理者であるということになる。主にするのが漁港管理者であるということだと思えますけれども、そこを多分、もうちょっとフェーズの部分、平時の部分、非常時の部分、またその非常時でも例えば避難誘導するような、本当に緊急のときと、そこからちょっと落ち着いて、ここに書いていただいているような船舶を受入れとか、物資を輸送するとか、そういったフェーズのところ結構細かくあるはずなので、そこを曖昧に書くのがいいのか、細かく書くのがいいのかというのはちょっと悩ましいところなんですけれども、多分誤解なきようにいたしますか、その部分を分かるようにしていただくことが必要かと思えます。ちょっと言葉が足りなくて申し訳ないんですが。

○内田計画官　ここでの3番の記述は、漁港管理者を主語に全部書かせていただいております。

ただ、実際の防災というのは、要するに市町村であったり、都道府県であったりが連携をしながらやっていくということで、それぞれのフェーズごとにここを記述してしまうと、恐らく相当な分量を取ってしまうだろうと思っております、ここで書かせていただいているのは漁港管理者目線で、漁港管理者がすべきことということに着目して書かせていただいております。

そういった意味では、主語を漁港管理者として、漁港の利用者の安全確保については、平時からの計画を指している部分でございますし、実際に災害が起こったときには、避難物資の受入れであるとか、こういったものについて広く調整を行ったりであるとかを述べており、その際に、認定計画の実施者の協力をあらかじめ得てくださということをお願いがために、記載しております。

○定池委員　ありがとうございます。多分、そういうふうに取り取れるのは、ある程度知識があるからで、前提を知らなければ今のような読み取りが難しいと思います。例えば「平時の部分」とか「緊急時において」というような言葉を足していただくことで、幾分か整理がしやすくなるかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

○中村水産施設災害対策室長　災害対策室長の中村です。御指摘ありがとうございます。

今、内田、担当が答えましたように、基本方針は、必要最小限の考え方を示すものです。今の場合は漁港管理者を主語にして最低限のことを記述したということでございますけれ

ども、定池委員がおっしゃられるような話というのは非常に重要だと思いますので、基本方針で書ける部分というのはどこまでかというのは検討はさせていただきますが、具体的におっしゃられた部分については、これ以外にも我々、防災関係の対策をまとめたマニュアルとかもございますので、そこで今回の法改正を踏まえた新たな検討の視点みたいなものを設けまして、どこまで書けるかというのを改めて検討してみたいと思います。

○定池委員 ありがとうございます。様々な充実したマニュアルですかガイドラインは拝見しているんですけども、そことの整合性のところで、今おっしゃっていただいたように、多分文言を多少足すだけでも読み取る余地というのが増えると思いますので、その点、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

今の疑問が解消されましたので、多分5のところも、今言っていたように、「配慮すべきこと」というふうに書いていただいているんですけども、「利用者の安全を確保するために必要となる措置に関して配慮すべきこと」というのは、あらゆるフェーズにおいて、平時の部分から緊急時に、またその後の部分においてというところにも関わるという読み取りをさせていただいているんですけども、それでよろしいでしょうかという確認をさせていただいて、私の質問を終わらせていただこうと思います。

○内田計画官 平時、緊急時を意識して、しっかり中身が分かるように、また記述のありようについては中で検討したいと思います。

○定池委員 ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。定池委員が御質問なさっていた、漁港管理者が何ができるのかということは、これは法律的には相当面倒な話があって、行政財産とか国有財産とかであり、なおかつ漁業法に基づく権限があり、さらに、もっと一般的に、市町村なら市町村が持っている警察の権限とかあって、非常にふくそうしているわけです。ですから、事務方による説明が何か分かりにくくなってくるというのは、恐らくそういう制度的な難しさもあって、こういう文章の書きぶりも慎重になってくるんだろうと思われ

しかし、実際こういう事業をやったときに災害が起きたら、誰がどういう対応をするのかと。今日最初の方に出ていた、例えば駐車場に車がどわっと来ていましたというときに何か災害が起きたら誰がどのように対応すべきなのかという、こういうレベルでちゃんと議論して皆様にお示しするというのが水産庁の大きな役割なんだろうというふうに思われますので、是非こういう行政的な文書とはまた別に、分かりやすい説明なり何なりを工夫

していただければありがたいんじゃないかなと思いますので、是非御検討いただければと思いますし、御質問どうもありがとうございました。

それでは、リモートで御出席をされている阿部委員、深川委員の順にお願いをいたします。

まず、阿部委員からお願いをいたします。

○阿部委員 阿部です。私ども漁業者の気持ちはある程度、前回述べたことを酌み取っていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

それで、また今説明を受けた中では、私どもは理解してございますので、私からの意見はございません。よろしく願いいたします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、深川委員お願いいたします。

○深川委員 私からは漁港管理者——まあ、ソフトの部分になってしまうんですけども、余りにもこれまでの事例、熊本県の事例では漁港管理者、市町村とかがリスクを考え過ぎて使いづらい、事業者が使いづらいとか、利用を制限され過ぎて何もやれない施設とかというのがあって、結局はうまくいなくて利用をやめてしまうとか、その漁港関係からもう皆さん撤退していかれて結局は寂れてしまうということがこれまで見てあります。そこを心配していたんですけども、水産庁さんの方で相談窓口みたいなのが、漁港管理者だけじゃなくて、一般の事業者もアクセスできる場所が確保されているということをお聞きしましたので、その点、安心かなと思います。

私からは以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。水産庁の方から何かコメントございますでしょうか。

○中村計画課長 深川委員ありがとうございます。正に今回、利用者が使いやすいようにということで、ここに書きましたとおり、「ねらい」のところにも「地域の創意工夫を凝らした自由度の高い」ということで、民間の方々の力もお借りしながらこの事業を進めたいというふうに思っています。

あとは相談窓口、これについても好評を頂いておまして、何十件もの相談を行政、そして漁協、民間の方々やあらゆる者の方々から頂いていますので、引き続きその窓口も熱心にやっていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○深川委員 ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、次に本日御欠席されている高松委員から事前に御意見を頂いておりますので、御紹介をいたします。

漁港施設等活用基本方針について、事業を推進するに当たり、守るべき最低限の考え方を示すというスタンスであるということについて賛成をする。

一方で、地域においてどのように推進していったらよいか分からないところも多いため、別途、一定の方向性を示していただけるとありがたい。

これがまず1点でございます。

次に、地域へは「海業」という言葉自体がいまだ定着していない。自分は全国会議などで話を聞く機会があり、ある程度理解できるが、浜の人たちはほとんどぴんときていない。皆が「海業」についてイメージを共有できるようにすることが重要であると思う。

以上ですと。

このような御意見を頂いておりますが、何か事務局の方からありますでしょうか。

○中村計画課長 ありがとうございます。

まず1点目の一定の方向を示していただけるとありがたいということです。今回、この基本方針に合わせてブレークダウンしたような、ガイドライン的なものも出そうと思っていますので、それも併せて全国への説明をしたいと思えます。

一方、全国一律に海業を推進していくというよりも、多様な取組があるのではないかとということも考えております。ですので、地域ごとの特色を生かしていただきながらということも大事なのかなと。そういった中で、基本方針では国として最小限守るべきものを掲げさせていただいたということでもあります。

あと2点目、海業についてのイメージを共有できるようにということでしたので、例えば取組事例を全国的に紹介したり、全国の連絡会を開催したり、あとは漁協さんなり地元の方々の会合に我々行って、できるだけそれを広めたいというふうにも考えております。

以上でございます。御指摘ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。少し時間が押しておりますので、進めさせていただきます。

次に、事務局から審議事項2の漁港漁場整備基本方針の変更及び審議事項3の模範漁港管理規程例の一部改正について説明をお願いいたします。

○中村計画課長 引き続き資料6についてですが、その前に少しおさらいで参考資料1について、漁港法改正に伴う施設のお話を少し、5ページ目でしたいと思います。

今回、推進に関する基本方針を変更するに当たりまして、こういうことをちょっと頭の中に置いておいていただければということで5ページ目です。

まず今回、漁港漁場整備法の改正におきまして、漁港施設の見直しをいたしました。前回の資料にも添付しておりましたけれども、まずは水域施設におけます漁具管理水域、あとは漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設の中で、配送用作業施設、仲卸施設、直売所。そして、発電施設。右側にいきまして、漁船のための燃料供給施設。あと昨今ニーズの高い陸上養殖施設。そして、避難施設、避難経路等の施設ということで、こういったものを改正漁港法の中で見直しをして施設を追加させていただきました。このようなものが後ほど述べます基本方針の中に含まれるということでございます。

あと6ページ目でございます。同じ法律改正の中で漁港協力団体制度というものを示しております。これにつきましては、海業の推進に伴う漁港利用の多様なニーズの中で地域住民やボランティアとの協力を図っていくことが大事ということでございます。漁港管理者と協力して、下の表に掲げるような清掃、安全点検、漁港利用に関する普及啓発、こういったものを行う団体を漁港協力団体として指定いたしまして、漁港管理者とともに維持管理等を図っていききたいというふうに考えております。

このようなものを前提に資料6について御説明いたします。

先ほどは活用事業の基本方針でしたけれども、これは漁港漁場整備事業で、防波堤や岸壁、用地等を整備する本体の事業になります。これに関する基本方針の変更ということで、今回の先ほど申し上げた法律改正に伴い変更するものであります。

まず、この基本方針といたしましては、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めなければいけないということで規定されております。その際、審議会の意見を聴かなければいけないということで、変更するのも同じであります。

2ページ目をお願いします。

この基本方針に関する項目、それと主なポイントを示しております。基本方針に関する項目でIから掲げております。基本的な方向、2番目に効率的な実施、3番目に技術的な指針、4番目に配慮すべき環境との調和、そして5番目にその他ということになっております。

この中で主な改正の今回のポイントですけれども、まず法律名が変更しましたというこ

と。そして、新たに創設された漁港施設等活用事業——これは先ほどの活用事業の説明ですけれども、これとの関連性を言わなければいけないと。そして、新たに創設された、先ほど説明しました漁港協力団体、この記載する。そして、漁港施設の追加、こういったものが今回のポイントであります。

3 ページ目にいきます。3 ページ目が本文でありまして、先ほどのポイントをそれぞれ反映させたもの、赤字が修正部分、追加修正部分になります。

まずは序文にいまして、序文は法律名の改正を反映させたもの。

I の「基本的な方向」。この中で（1）番に漁港機能の再編・集約、（4）番に水産物輸出に関する対応ということで、いずれも生産・流通機能の強化ということのフレーズになります。このフレーズの中には、従来、例えば（1）ですと産地市場とか荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、こういったものが入っていたのですが、それと一体的に整備すべき、今回追加した配送用作業施設、こういったものを追加するというので、（1）、（4）の中を追加しています。

次の4 ページ目をお願いします。

（2）番の「漁業地域の防災・減災対策の推進」。ここで先ほど来、定池委員の方からおっしゃっていただいています平時と非常時の対応ということで、フェーズフリーの観点非常に重要じゃないかという御指摘がありました。ですので、この赤字ですけれども、「地域の災害対応力の向上に努めていく」の後に、「これらの対策にあたっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく」ことが重要であろうということで、これを付記しています。

（3）番目、「既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進」のところですが。ここにおきましては、ストックの有効活用を図り、また点検等も、漁港協力団体が、管理者を補足していけるような、団体にも協力していただきたいということで、その団体を記しています。

5 ページ目をお願いします。4 番目の「「海業」振興と多様な人材」のところがあります。この中で（1）番、「「海業」による漁村の活性化」のところがございます。ここにおきまして、先ほど来議論いただいています「漁港施設等活用事業を推進する」ということで明記させていただいています。

あとは真ん中にありますけれども、「プレジャーボート等の適切な受入れ」とあります。従来、このプレジャーボートの受入れについては「民間活力の導入」というところの項目、

後段出てきますけれども、そういった項目に書いておりましたけれども、今回、海業振興全般に値するというので、このプレジャーボートの受入れについてもここに移動して記述することにいたしました。

あと「海業の振興」の赤字のところは、海業の振興の場として活用させるために目的を明確化したものであります。

(2)の「環境の改善」。これにつきましても、環境というと、生活環境・就労環境、様々あるのですが、この中でも具体的に「漁港協力団体との協働」ということを位置付けさせていただきました。

6ページ目をお願いします。Ⅱの「効率的な実施に関する事項」の中で先ほど申し上げた「民間活力の導入に関する事項」というものが7番目にございます。この中で、「特定漁港施設の貸付制度」とありますが、従来の特定貸付制度がありましたので、今回の活用事業での貸付制度ときちんと制度的に分けるという意味で、特定漁港施設の従来の貸付制度のことを明記しております。

「それらに加え」ということをございまして、「漁港施設等活用事業制度の活用による」ということで、「長期・安定的な事業展開を促す」ということを今回の法改正により活用事業を記しています。

あとは、先ほど触れましたが、プレジャーボートのお話については「民間活力の導入」の項目から「海業」の項目に移行しております。

あとⅢ番目、「技術的指針に関する事項」。ここに漁港施設の、先ほど申し上げたいいろいろな施設の追加をしております。これについては後ほど述べます。

7ページ目をお願いします。「その他」の項目の中で「「海業」の振興」ということの事項もございます。この中で「漁港の活用促進に資する整備など」ということで追加させていただいています。

最後に、先ほどの漁港施設の追加のところの説明が8ページ目、9ページ目になります。

8ページ目をお願いします。「「漁港施設」の基本方針への記載の考え方」といたしまして、今回、漁港施設、先ほどの幾つか記載追加したのですが、その中でも「特に整備の実績が一定程度ある」とありますとか「ニーズが高い」、そういったものについてこの基本方針の中で記載させていただきまして、「その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき性能等を明確にする」ということで、9ページ目に記しております。

9ページ目、それぞれ赤字が追加した部分でございます。

一つ目、水域施設の中で漁具管理施設というものを追加しました。その漁具管理施設の説明として、「漁具の安全で適正な管理を図ることを目的とする」ということとございます。これ全て同じように、以下「目的とし」というフレーズと「何とかを考慮して」というフレーズでくくっております。そういった構成になっています。

陸上養殖施設につきましては、「陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし」ということで目的、「水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮し」ということとございます。

配送用作業施設につきまして、「荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とする」ということ。そして、「関連するものと施設との一体性を考慮する」ということです。

仲卸施設について。「仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的といたします」ということ。そして、「関連施設との一体性を考慮する」ということとあります。

直売所について。「漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とします」ということ。同様に、「関連施設との一体性を考慮する」ということです。

発電施設について。これは冒頭の御指摘にもありました回答にしましたけれども、「複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とする」ということとあります。

最後に、避難施設、避難経路等につきまして、「災害時に漁港利用者などの迅速かつ安全な避難を確保することを目的とする」ということで、環境施設にプラス、避難という観点、防災という観点から追記しております。

以上が基本方針の変更になります。

6-2は、それをブレイクダウンして文字に落としたものですので、割愛させていただきます。

引き続きまして、資料7についてです。

3番目の議題であります模範漁港管理規程例の一部改正についてということとあります。

この模範管理規程例の位置付けであります。この中で、漁港管理者である地方公共団体は、漁港管理規程を定めまして、これに従い適正に漁港の維持管理を行う必要があるということとありますが、農林水産大臣は、全国的な視点に立って模範となるよう、その運用方針となるように審議会の議を経て、模範管理規程例を制定するということとあります。すなわち、農林水産大臣がこの模範管理規程例を制定して、それを横目で見ながら管理者は個々の管理規程を定めるということになります。

今回の改正の内容ですが、「漁港施設等活用事業」に関する占用料の徴収に関する規定の追加になります。

この参考にありますとおり、管理に関する手続の規定につきましては、法律に直接書かれたものと、この模範管理規程例に書かれたもの、それぞれ分かれています。

例えば1番目ですけれども、維持運営計画の策定については、第4条として模範管理規程例に定められてありますだったりとか、そういった法律の位置付け、管理規程例での位置付けがあります。

最後のところですが、土砂採取料等の徴収ということで、占用料の徴収もこれに含まれるわけですが、今回新たに制定された活用事業に係る、その徴収のところを追加するということでもあります。

具体的には2ページ目、裏面ですが、改正についてということでございます。（土砂採取料等）というところでありまして、右側が現行ですが、現行におきまして、水域、公共空地について占用の許可を受けた者については占用料を徴収するというようになっております。

この占用料徴収の中で今回の活用計画、それに関する認定計画実施者、こういった者についても占用料を徴収するということが追加しているものであります。ある意味、管理規程例のこの文章については、行政的なことになろうかと思えます。

以上、簡単ではございますけれども、二つについての御説明でした。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

私の進行が悪くて少し予定の時間を超過しておりますので、ただいまの説明について何か御質問等ございましたら挙手又は音声でお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、委員の先生方、もし何かございましたら、水産庁の方に後日メール等で御意見を送っていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次にその他として、藻場・干潟ビジョンの見直しについて説明をお願いいたします。

○中村計画課長 それでは、藻場・干潟ビジョンの見直しについて、資料8について御説明いたします。

冒頭にありましたとおり、また委員の方から「ブルーカーボン」という言葉もありまし

たとおり、藻場・干潟ビジョンについて、これをそういった背景の中で見直しをするということの御説明でございます。

まず、藻場・干潟ビジョンとはどういったものかということでございます。藻場・干潟の保全・創造対策を推進するための基本的な考え方を水産庁の方で取りまとめたもので、基本的な指針となるものであります。

具体的には四つの視点を重視しているということでございまして、衰退要因の把握、ハード・ソフトの一体的な対策、そして新たな知見の積極的な導入、こういったものを書いています。

この藻場・干潟ビジョンを踏まえまして、各都道府県さんが全国80の各海域、これは右下にありますけれども、こういった海域ごとに藻場・干潟ビジョンを策定するということ。いわゆる各海域のビジョンの上にある本当に基本的な指針を示す大事なものということになります。

裏面、2ページ目にいっていただきまして、どういったものを見直すかというポイントを示しています。

まず、現状と課題でございます。昨今、二酸化炭素を吸収するブルーカーボンの生態系として藻場・干潟が注目されています。一方で、漁業者等の高齢化、担い手不足が進む中で、持続的に保全活動、保全をすることが不可欠ですということで、更なる工夫やあらゆる関係者との連携、こういったものが必要となりますということ。

これらの状況を踏まえまして、ビジョンの所要の見直し、そして体制の構築、再構築を促す、カーボンニュートラルへの貢献を促進する、こういったものが狙いであります。

そして、主なポイントですけれども、まず「藻場・干潟の機能」として、二酸化炭素の吸収源としての機能を明記する。

「新たな知見の導入」といたしまして、これは最近研究しているのですが、海水温の上昇を踏まえた海藻種、これを選定するということ。

さらには、「基本的な考え方」で書こうとしているのが、多様な主体による参画の促進、あとはカーボンニュートラルへの貢献、それに関わり、民間企業との連携、こういったものも大事になってくるということでございます。

そして最後、「ビジョンの共有」ということで、最終的にはそれを公表又は共有したいというふうに考えています。

こういったことで体制を再構築、カーボンニュートラルに貢献するというところでござい

ます。

本文にいけますが、その本文の前に2ページ目の右側です。藻場・干潟ビジョン、こういうふうに構成されていますということです。

1番「はじめに」、そして「機能と現状」、3番目に「対策」、4番目に「基本的な考え方」。この中で(4)として、今回これが主なんですけれども、「多様な主体による保全活動への参画とカーボンニュートラルへの貢献」、これを主に追加したということになります。

最後、5番目は、先ほど「80海域」と申し上げましたけれども、その80海域のビジョンを策定するに当たっての具体的な考え方を書いている、こういった構成になっています。

資料8-2について簡単に触れていきたいと思います。

1ページ目の前の目次の下に書いておりますけれども、赤字部分が訂正箇所、修正箇所、黄色のマーカーがそれぞれのポイントとなるキーワードを書いたものであります。

1ページ目ですけれども、これは「はじめに」ということの中で、2050年カーボンニュートラルを目指すことを目標としていますということ。そして、みどりの食料システム戦略、これは農水省が策定しているのですが、水産基本計画、あとは漁港漁場整備長期計画、こういった上位計画の中で既にカーボンニュートラルへの貢献ということを記していますという背景を書いています。

2ページ目のところですがけれども、持続的な保全体制の確立、カーボンニュートラルの実現に向けたことが重要だということで、「はじめに」で置いています。

そして、2番目の「現状」の中でも、ブルーカーボンが着目されているでありますとか、「磯焼け」の拡大が進んでいるということ。

そして、「対策」の中ではハード対策として、3ページ目に書いておりますのが、最近行っている公共事業としての藻場・干潟の造成、この中で環境の変化に順応した施策の展開を図っていると。そういったことにも触れています。

そして2番目の「ソフト対策」。ここで、地域、民間企業、そして研究機関、これ等が連携すること、こういった広がりも見せているという現状に触れています。

そして4番目ですけれども、こうした中、令和3年度、おとしになりますけれども、「磯焼け対策ガイドライン」というものを作っており、その改訂をしたということに触れております。

そして4番目の「基本的な考え方」の中で、衰退原因を把握する、ソフト対策、ハード

対策していきますと、海洋環境の変化、こういった分布域の変化にも目を配ります。

そういった中で、新たな発想や工夫を重ねることが重要ですということ。そして、最終的に持続的な保全体制の確保が課題となっているということで触れております。

6 ページ目です。ここで「新たな知見の導入」におきまして、海水温の上昇傾向を踏まえた海藻種の選定でありますとか、あとはドローン等の活用、こういったモニタリングが非常に重要になってきますということで触れています。

そして4 番目、ここを丸ごと追記した。ここが重要なところなのですが、「多様な主体による参画とカーボンニュートラルへの貢献」ということで書いています。高齢化や担い手不足、こういったものが課題となっている中で、保全活動を進めていくためには、NPO、ボランティア等多様な主体による守り手の組織化、活動体制の強化が必要ですよということ。

あと真ん中辺りですけれども、ブルーカーボンへの社会的な関心の高まりを捉えて、適切にそれを評価、発信しまして、社会貢献（CSR）やSDGs の取組などを行っていく、カーボンニュートラルへの貢献を図っていくということで項目を追加しました。

そして7 ページ目、「さらに」のところですが、海藻種の選定に当たって、地域の実態を考慮していくことが重要であるということ。そして、最後のところですが、各海域で策定された藻場・干潟ビジョン、これについて多様な主体の参画を促すためにも公表・情報共有、こういったものが重要であろうということで触れております。

最後の5 番目は、「各海域における対策の推進」ということで、先ほど御説明されたようなものを各海域についても実施してくださいということで触れているということになります。

この藻場ビジョンの改訂なんですけれども、この分科会で御意見をお聞きするとともに、実は専門家の方々にも意見を頂いています。このビジョンを策定するときの委員会の委員になっていただいている方々に今順次回っているところです。

少し御紹介だけさせていただきますと、広島大学の松田先生からは、カーボンニュートラルということで、CO₂の吸収源としても大事だけれども、やっぱり水産としては生態系、水産資源にとって重要なもの、本来目的をしっかりと捉えてほしいということありますとか、あとは藻場・干潟というものだけではなく、例えば漁港の護岸とか防波堤、こういったところにも環境配慮型の構造があるだろうと。そういったことを取り入れることも重要ではないかということでございます。

これにつきましては、平成の初期から自然調和型漁港づくりという取組を進めておりますので、そういったところについても触れていきたいというふうに考えています。

あと、その他の意見といたしましては、カーボンクレジットはあくまでツールの一つであるので、やはり水産資源が大事なのではないかという御意見。ですので、政府全体としてはカーボンニュートラル、重要なんだけど、水産政策としてやっていくべきものというのを、本来目的を忘れてはならないということ为先ほどの先生からも言われております。

あとは省庁連携というものも大事だろうということで、環境省、国交省とも、今カーボンニュートラルに関する連絡会議を開いております。こういったところにも触れることが大事じゃないかということ。

さらには、衰退要因についてももう少し深掘りして記述することが大事だ。こういった意見を専門家の方々には頂いています。ですので、ここでの分科会と専門家の意見、こういったものを踏まえまして、最終的にビジョンの見直しにつなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質問等ございましたら挙手、あるいは音声にてお知らせをお願いいたします。

定池委員、お願いします。

○定池委員 ありがとうございます。大切な観点だなと思いながらお話を聞いていたのですが、資料8-2の6ページのところの、先ほど肝の一つだと言っていた（4）

「多様な主体による参画とカーボンニュートラルへの貢献」というところの3行目、4行目のところがちょっと気になったんですけれども。

私は社会学者でもありますので、この多様な主体の参画のところの黄色くなっているところ、「NPO、ボランティア等多様な主体による守り手の組織化により、活動体制の強化を図っていく」という文言がちょっと気になりまして、民間の任意の参加を国が組織化したりとか体制の強化を図るというのは、ちょっと強い言葉過ぎないかなというのがちょっと気になりました。例えば「多様な主体による守り手の参画を推進し、継続的な活動に至るように云々」みたいな、ちょっと強い言葉ではなくて、住民の方、市民の方々等が主体的に参加することを促すというようなニュアンスにさせていただいた方がよろしいのでは

ないかというふうに感じましたというコメントです。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。ちょっと時間がございませんので、これは貴重な御意見ですので、是非水産庁の方で検討いただいて、できるだけ反映していただけるようお願いしたいと思っております。

ほかはありますでしょうか。もし御意見がございましたら、また後日、水産庁の方に委員の先生方からメール等で連絡していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

これは決定はいつ行うということなんですか。

○中村計画課長 皆様からの御意見、そしてほかのパブコメなんかも含めまして、年末ぐらいには出していきたいなというふうに考えています。

○橋本分科会長 及川委員、お願いいたします。

○及川委員 すみません、時間はかけません。

カーボンニュートラルをずっと前面に出すとすれば、当然どれぐらいの二酸化炭素を吸収できるんだ。物、種類だ、ヘクタール、平米数によってという数字があった方が、すみません、いいのかなと思うんですけれども。まあ、目標値もあるのかもしれませんが、ちょっとそれは何か御検討いただきたいと思います。

○橋本分科会長 今のも御意見として伺ってよろしい。何かお答えいただけますか。

○中村計画課長 そうですね。これは実は学術的にまだきちんと定まっていないという現状があります。ですので、その辺りを見据えながら検討していきたいと思いますが、なかなか固定した数字を出すのは難しいかなというのが、すみません、現状の報告でございます。努力はしていきたいと思えます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議事はここまでとなります。

それでは、今後の進行は事務局に交代をいたします。

○高原計画課総括 ありがとうございます。

本日、委員の皆様より貴重な意見を頂戴し、誠にありがとうございました。頂いた御意見につきましては、事務局内で検討をさせていただきたいと存じます。

なお、行政的な手続ではございますけれども、今後、パブリックコメント、それから文書審査等、手続が予定されていますことを申し添えさせていただきます。

本日の議事及び発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページで公表させていただくこととなります。委員の皆様には、御発言の内容につきまして後日改めて確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の漁港漁場整備分科会は11月を予定してございます。日程は今後調整の上で決定させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第52回漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時02分閉会